

質問項目を選択し	科目名	問題集or解説書	問題番号	選択肢番号 (該当する 場合のみ回 答をお願い いたしま す)	問い合わせ詳細内容	回答
②問題内容	共通科目	解説集	問30	選択肢5	後期高齢者医療制度に基づく医療給付の自己負担は、かかった医療費総額の一部負担という意味では応益負担の性格があります。しかし、所得段階による応益性が導入されているため、応益負担も必ずしも×とは言い切れなように思われます。本選択肢と解説の意図について、ご教示いただけませんか。	問題30 選択肢5 の後期高齢者医療制度に基づく医療給付の自己負担は、ご指摘くださいましたように「原則1割負担の応益負担」で制度が始まりましたが、その後応益性が導入されているため、単純に「応益負担」が誤りとすることはできず、不適切な設問でした。 加えて同問題の選択肢2 につきまして、介護保険施設利用の自己負担について、一定所得者以上の場合は2割、3割の負担を行うようになったことは応益負担を強化する制度改正であり、そのような前年から「応益負担」を誤りとしせず、こちらも不適切な設問であったことをお詫び申し上げます。
②問題内容	共通科目	問題集	問30	選択肢2.5	介護保険施設利用料の自己負担と、後期高齢者の医療給付の自己負担については、今は所得により、割合が変わるので、応益負担であるという認識で良いでしょうか？ 最も適切なものは3だと思いますが、他の機会に問題として出た時の認識の確認です。	社会保障の各制度における利用者の費用負担について学んでいただくものとする問題でしたが、各選択肢の出題意図が不明確であり、かつ十分な根拠ができておりませんでした。 制度スタート時にサービスの受給量に応じた負担をする応益負担の発想で設計されているものが、その後の改正で応益負担の性格を強めている点などを考慮し、単純化した出題を避けるべきでしたが、その点の検討も不十分でした。 問題30 選択肢5 の後期高齢者医療制度に基づく医療給付の自己負担は、ご指摘くださいましたように「原則1割負担の応益負担」で制度が始まりましたが、その後応益性が導入されているため、単純に「応益負担」が誤りとすることはできず、不適切な設問でした。 加えて同問題の選択肢2 につきまして、介護保険施設利用の自己負担について、一定所得者以上の場合は2割、3割の負担を行うようになったことは応益負担を強化する制度改正であり、そのような前年から「応益負担」を誤りとしせず、こちらも不適切な設問であったことをお詫び申し上げます。
①誤植(表記や文)	専門科目(精)	問題集	問33		問題文に、C精神保健福祉士が語った内容とあるがDさんが話した内容の誤りではないか。	誤 C精神保健福祉士 正 Dさん
②問題内容	共通科目	問題集	問34	選択肢3	通勤中にケガをしたCさんが病院(労災保険指定医療機関)に受診した際、窓口での	誤 窓口で支払いをする 正 窓口で支払いは不要です
②問題内容	専門科目(精)	問題集,解説集	問46	選択肢1	「障害年金を請求できるのは退院後である。」は間違いないと思えない。事例から読み解くと、6ヶ月以内の入院中には請求はできない。その為、請求は、1年6ヶ月、つまり、退院後である。なぜ間違いないのか理解出来ない。 また、正解の選択肢の2については、確かに間違っていないが、常識的に障害基礎年金で請求する人は、現実的ではない。 ×とらが正解と問われると、選択肢3よりは、選択肢4の方が現実味がある正解だと考える。	誤 ×1 正 ○1 ※選択肢1について「障害年金の受給要件を理解する」ことが出題意図でしたが、Fさんが障害年金を受給したのは退院後となり得るので、事例文と本選択肢の整合性が取れないことから、選択肢1も正解となります。 ※選択肢3について障害年金の制度として、Fさんは障害基礎年金の受給対象となっております。Fさんは障害厚生年金も受給対象ですので、障害基礎年金と障害厚生年金を受け取っていると想定されます。
②問題内容	専門科目(精)	問題集,解説集	問47	選択肢4・5	一人暮らしを不変とするFさんは「地域定着支援」(選択肢5の一般相談支援事業所)を利用するとも考えました。勉強不足の思い込みでしたら申し訳ございません。	Fさんは一人暮らしに対する不安がありますので、ご質問にあるように地域定着支援の利用も選択肢の1つですが、地域定着支援を利用するにしても、まずは利用計画を作成が必要となります。事例文からは相談支援専門員が、障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画を作成したと考えられるため、サービス等利用計画を作成するのは特定相談支援事業所ですので、H相談支援専門員も特定相談支援事業所に所属していると考えられます。
②問題内容	専門科目(精)	問題集,解説集	問48		問48が不適切問題、不適切解説ではないか。 外部サービス利用型である根拠が、問題からはない。外部サービス支援型は居宅介護事業所に委託して入浴、排せつ、食事などの日常生活上の支援を実施していく。事例の方は自立されている。不適切問題かと思われる。	Fさんは、現状、自立度が高いことから、介護サービスは不要であることが分かります。最初から、介護サービスの提供も行う介護サービス包括型や日中サービス支援型ではなく、利用者の状態に応じて、入浴や食事の援助等の介護サービスが必要になった際に、委託から派遣された介護スタッフがケアを行う外部サービス利用型の共同生活援助を選択した事例から制作した経緯がございませぬ。 しかしながら、事例文は現状介護サービスを必要としない情報のみですので、判断が難しい問題でした。ご指摘ありがとうございます。
①誤植(表記や文)	共通科目	問題集	問48	選択肢2	「都道府県介護保険事業支援計画には、～地域支援事業の実施に関する基本的「事業」について定める」との設問ですが、解答に従って基本指針の内容の一部であるとなると、基本的「事項」の誤植ではないでしょうか。もしくは解説に注記が必要ではないでしょうか。回答には直接関連のない部分ですが、受験生の復習に影響が出る部分ですのでご教示いただけますと幸いです。	誤 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項 正 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
②問題内容	共通科目	問題集,解説集	問55	1	「条約を締結」とあるが「条約を批准」の謝りではないか	ご質問の、「障害者の権利に関する条約を締結するための」という表現ですが、間違いはありません。 他国との条約を締結する流れについては、多数国との条約である場合、条約文の採択(この場合は国連による採択)→日本国内で国会に提出→国会承認を経て条約を締結します。「締結」の意味は、条約に拘束されることに伴って、国と同意をするというものです。 締結を行う具体的手続の方法として、条約の定めによりますが、批准・受諾・加入などがあります。 障害者権利条約の場合は、それが「批准」でした。 「批准」とは天皇による認証を経て批准書を国連に対して寄託する手続です。 この手続を経ることで条約が効力を発揮するようになります。 ただし、日本が締結行為を終わらせても、他国の締結状況によっては、発効要件を満たすまでに時間を要することもあります。
②問題内容	共通科目	解説集	問69		1番も正解になるのではないですか 回答はAが正解となっていますが、解説では、1の場合でも「倫理的ジレンマが起こる」と説明していますので、正解になるのではないのでしょうか。	ご質問のように、選択肢1でも倫理的ジレンマは起こりますが、解説にもあるように「クライアントに対する倫理責任」と「組織・職場に対する倫理責任」の両方で起こる倫理的ジレンマとなります。 本問は「専門職としての倫理責任」と「組織・職場に対する倫理責任」による倫理的ジレンマを問う問題ですので、選択肢4が正解となります。 福祉における「プログラム評価」とは、社会的介入と取組(個別サービスや地域福祉)における支援、制度や施策など次元は様々ですが、ある時点までの結果について、いくつかの軸から評価し、それを次の取組みに繋げていく動きをいいます。
③その他	共通科目	問題集	問84	2	ニーズ評価はプログラムの設計の計画段階で行われるもので、検証の際に、ニーズ評価という文言を使うのはきせつなものでしょうか	評価の軸として、①ニーズ評価、②セオリー(質や内容)評価、③プロセス(過程)評価、④アウトカム(成果/インパクト)評価の語を使うこととなります。評価②の効率性(費用対効果など)評価が挙げられます。プログラム評価は、これらの軸によって評価し、適切な判断を行うとするものです。ですので、「ニーズ評価」の語を使うことは適切です。
②問題内容	共通科目	問題集	問84	選択肢2	選択肢に、「S地域」が出てきたが、問題文には「S地域」が出ていないため、選択	誤 S地域 正 T地域
②問題内容	専門科目(社)	解説集	問88	選択肢5	×となっていますが、○ではないでしょうか？ (なお、問い合わせフォームの解答は、いつ公表されますか?)	確認中

質問項目を選択し	科目名	問題集or解説書	問題番号	選択肢番号 (該当する 場合のみ回 答をお願い いたしま す)	問い合わせ詳細内容	回答
②問題内容	専門科目 (社	問題集, 解説集	問118		問題にはEさん、正解は5のFさんの沈黙について、となっている。問題はEさんへの対応になっている	<p>事例からは、Eさんが主体的に女性相談支援センターに来所し、Fさんの妊娠について今後の対応に困っているという相談を行っていることから、問題文をEさんへの対応として制作致しました。</p> <p>しかし、ご指摘頂きましたように、問題文をEさん、Fさん親子への対応とした方がより適切でした。</p> <p>D女性相談支援員は、親子と援助関係を形成する材料として、EさんとFさん間の相互作用に着目していると事例から推測されます。そのため、Eさんの訴えを聞くことに加えて、Fさんの沈黙をそのまま受けとめ、表情、身振りなどの非言語的表出をもコミュニケーションと捉え、そこを手掛かりに家族間の相互作用を確認したり推測するという方法を用いていることが選択肢文から推測されます。この点から、5つの選択肢では中では最も適切としております。</p>